

視 察 日 時	令和6年10月3日（木） 14時00分 ～16時00分
視 察 先	愛知県新城市（説明：市民協働部市民自治推進課）
視 察 項 目	地域自治区制度に関する取組について
視 察 概 要	（１）地域内分権の必要性 少子高齢化や若者流出などによる地域の生活形態の変化や、市域の拡大、本庁集約によるサービス低下や縮小などによる合併による懸念の広がり、ニーズの多様化や厳しい財政状況などによる行政を取り巻く環境の変化を要因として、これまでの体制や、一律の対策では、地域ごとの課題や事情に対して十分な成果（市民の満足）を得られなくなっているため、地域内分権の取り組みが開始された。 （２）地域自治区制度の仕組み ①10の「地域自治区」を設置。 ②「地域協議会」と「自治振興事務所」を設置。 ③「資金的な仕組み」を制度化。 （３）新しい「資金的な仕組み」 従来の市役所の仕組みとしてあった各課の予算のほかに、市民活動支援のための「地域活動交付金」と使い道を市民が考える「地域自治区予算」を新しい資金的な仕組みとして制度化した。 このことにより、必要な施策をタイムリーに実施することと、市民が具体的な「かたち」を実感できるようになった。 〔質疑応答〕 Ｑ．制度構想から制度開始までの準備期間と準備内容について伺う。 Ａ．平成21年12月に、市長の指示で地域自治区制度の導入に向けた検討が本格化し、翌年9月に当初案が完成した。同年11月から住民説明を行ったが、全地区で反対となったため、修正案の検討を行い、平成23年10月に住民意見を反映させた最終案が完成した。その後、最終案についての住民説明を行った結果、賛同を得られたため、地域協議会設立準備会の準備に入った。平成24年4月には、地域協議会設立準備会が開催された。同年12月議会では、地域自治区制度条例が全会一致で成立し、平成25年4月から地域自治区制度が始まった。 Ｑ．地域協議会及び自治振興事務所の人員体制と経費について伺う。 （人件費や事務所経費など）

	A. 【地域協議会】 ・ 10自治区 各18名～29名の委員 ・ 委員報酬 10,500千円（3,000円/1人×10地区×開催数） ・ 委員費用弁償 1,045千円（2km以上から支給） 【自治振興事務所】 ・ 10自治区 各1名の地区担当（市職員） ・ 10自治区に6名の事務所長（市民任用）兼務している事務所あり ・ 事務所長報酬 18,240千円 （月額22,000円+（20,000円×担当地区数））×6人×12か月 ・ 事務所長費用弁償 336千円（2km以上から支給） ・ 需要費 346千円（消耗品・燃料費・郵便料など） Q. 地域自治区予算による事業と行政主導事業の違いと棲み分けについて伺う。 A. 地域自治区予算は、地域課題を解決するために、地域で提案し市長に提案し、市が実施する事業。事業を、地域から提案するか、行政が提案するかの違いがある。総額7,000万円を地域自治区の人口と面積により配分している。 Q. 地域自治区予算の市民提案から事業化までに必要な時間とスケジュールについて伺う。 A. ・ 4月～7月 【地域協議会】地域課題の整理 ・ 8月～9月 【地域協議会】事業計画案を作成・意見募集 ・ 9月～10月 【地 域 住 民】事業計画に対する意見提出 （パブコメ） ・ 10月 【地域協議会】事業計画の修正・完成 ・ 10月下旬～11月上旬 【地域協議会】市長へ事業計画を提出（建議） ・ 3月 【市 長】事業計画を基に予算編成・市議会提案 ・ 3月 【市 長】市議会可決後、翌年事業として実施 Q. 地域自治区予算及び地域活動交付金で行う事業を事業化するまでの間の事業の可否・予算査定等の審査方法、また事業後の費用対効果のチェック方法について伺う。 A. （地域自治区予算） 事業化までの流れは、上記のとおり。市が実施する事業のため、通常
--	--

	の市事業と同様。 （地域活動交付金） みんなのまちづくり基金を財源に、総額3,000万円を地域自治区の人口と面積により配分している。（人口×500円＋面積×1万円） 市民が行う、地域を良くする活動への応援資金。 ①【地 域 協 議 会】ルール決め・募集 9月 分科会で要綱案検討 10月 協議会で決定 ②【申 請 団 体】相談・申請 11月1日～12月13日 【自治振興事務所】相談・申請受付 申請期間 ③【申 請 団 体】審査会で事業説明 1月 審査会に向けた勉強会 【地 域 協 議 会】審査 2月 審査会 ④【市 長】 2月～3月 審査結果を踏まえ、採択・交付（内定）決定 ⑤【採 択 団 体】各団体で事業実施 4月～各団体で事業実施 ⑥【採 択 団 体】成果報告 実施翌年度 Q. 取り組みに関して抱える課題や今後考えている解決策等について伺う。 A. 地域自らが計画を継続的に推進していく体制ができていないため、令和4年度から全地域自治区で地域計画推進体制検討会を設置し、地域の実状に即した推進体制・仕組みのあり方の検討を開始している。
所 感 （意見・感想・今後の課題等）	地域内分権については、全国各地において様々な形で取り組まれている。市町村合併後の鶴岡市でも、地域まちづくり未来事業や地区担当職員の配置などに取り組んできたが、その具体的内容や活動は、市民に見えづらい部分も多くあると感じている。 新城市の1番の特徴は、自治振興事務所に配置されている地区担当の市職員にあると考える。この市職員は本庁のほうではなく、地域を優先することを命じられて配置されているため、地域自治区予算を使い、地域で必要な施策をタイムリーに実施することで、住民が具体的な「かたち」として実感することにつながっていると感じた。また、市で計画した事業の優先度が、地域の声により変わることも多くあり、地域が必要としている事業に対しては、市は「できない理由」を明確にする必要があり、「できない理由」が無いなら事業を実施するという考え方も素晴らしいと感じる。 鶴岡市では、まずはコミセンや地域活動センター等の体制やサービス、役割等の整理を行う必要がある。しかし、その状況が整うまで待っているのでは遅いと感じるし、全地域で同時に行おうと考えると、大きな投資に

	なると想定される。まずは数か所でモデル的に始め、地域のことを最優先に考えて行動できる担当職員を導入してみることが良いと感じる。 そのモデル地域における事業を通して、改善して組み上げていくほうが、効果的により良い事業として、無理なく導入できていけるように感じる。
--	--

報告者 市民文教常任委員会 石井 清則